

X 6

10-2  
6

山崎

25

## 文部大臣官房臨時教育施設部事務分掌規程(案)

## 第一條

臨時教育施設部ニ總務掛復興掛規格掛及工務掛ヲ置ク

## 第二條

總務掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

## 第三條

一、臨時教育施設部所管ノ綜合事務ニ調スルコト

二、營繕ニ關スル工事費ノ經理並ニ契約等ニ調スルコト

ト

三、教育施設ノ復興及復舊用資材ニ調スルコト

四、教育施設ノ復興及復舊用資材ニ調スルコト

## 第四條

規格掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

## 文 部 省

一、教育施設ノ規格ニ調スルコト

二、教育施設ノ保全並ニ指導ニ調スルコト

## 第五條

工務掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

## 第六條

一、本省直轄工事ノ計畫並ニ設計ニ關スルコト

## 第七條

工務掛長ヲ置ク掛長ハ技師、副又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

## 第八條

掛長ハ掛ノ事務ニ從事ス但シ副掛又ハ副部長ノ命アルトキハ

ムル爲臨時教育施設部出張所ヲ置クコトヲ得

臨時教育施設部出張所ニ調スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

臨時學校施設部設置工事スル件

(昭和二二、一、四)

一、 試用施設<sup>施設後期備考</sup>ノ圖スル一切ノ事務ヲ掌ル爲文部大臣官房ニ臨時

學校施設部（便擇）ヲ置ク

二、 本部ハ不取敢文部省現員ヲ他局課員ヨリ一時借りテ充足スルセノトス  
來設算ノ成立ヲ待フア猶死スルセノトス

三、 構成左ノ如シ

部長　學校局次長兼務

副員

事任

高等官　七

會計課施設掛合文部省技師

二三二

科任官　三

學敎局事務官、教配官、課系官中  
科經局事務官各一

二三一

科任官　三

學敎局事務官各一

文部省

兼任

會計課事務官、資材課事務官、經費室事務官

昭和三十一年一月十四日發令

文部省

文部省學校教育局長

田中耕太郎

大臣官房臨時教育施設部部長兼務ヨリ命ス

大臣官房臨時教育施設部副部長ヨリ命ス

文部省社會教育局長

文部省科學教育局長

山縣有朋

西沼

田中義助

泰輔

文部省學校教育局次長

山縣有朋

西沼

田中義助

泰輔

文部大臣官房秘書課長

山縣有朋

西沼

田中義助

泰輔

文部大臣官房會計課長兼務ヨリ命ス

山縣有朋

西沼

田中義助

泰輔

大臣官房臨時教育施設部勤務ヨリ命ス

山縣有朋

西沼

田中義助

泰輔

